

# シニア世代の雇用確保 労務セミナー

～パートタイムやシニア世代をうまく活用するために～

4月1日から「高年齢者雇用安定法」が改正され、企業には労働者の70歳までの就業機会確保の努力義務が課せられます。深刻な人手不足の中、定年再雇用者の活用が期待されており、これに昨年度から始まっている「同一労働同一賃金」の問題も加わり、人材の囲い込み対策として定年延長を検討する企業が増えてきました。

今後、雇用環境はどう変わるのか等、本セミナーでは社会保険労務士をお招きし、改正法の内容を明らかにするとともに、シニア活用の賃金制度・評価制度などのルールの決め方や助成金の活用について解説致します。

**無料**

定員 **40** 名

**日程** 2021年 11月2日（火）

**時間** 14:00～15:00（個別相談会あり）

※セミナー終了後、個別の相談会（事前申込制）を実施します。

**会場** 金沢商工会議所会館 2階 研修室1

**講師** 野村 幸男 氏（特定社会保険労務士）

## セミナー内容

- ・「改正高年齢者雇用安定法」の概要
- ・「同一労働同一賃金」について

こんな方におすすめ：企業経営者・人事担当者 等

※地下に有料駐車場有（地下駐車場ご利用の場合、石川働き方改革推進支援センターより料金が一部負担されます）  
※本講座では、新型コロナウイルス感染予防対策を講じて開催します（受講者のマスク着用は必須です）

**ご予約・お問い合わせ：金沢商工会議所 企業支援グループ**

**TEL** 076-263-1157

**申込フォーム** QRコードもしくは[こちらのリンク](#)からお申込ください。



※Googleフォーム以外からのお申込みをご希望の方は、別途申込書を送付します。

上記問い合わせ先にご連絡ください

\*ご記入いただいた情報は当所からの連絡・情報提供に限り使用することがあります。